

貸館の利用について

● 開館時間

午前 9 時から午後 9 時

ただし、日曜日は午前 9 時から午後 5 時

● 休館日

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

● 利用資格

(1) 障害者福祉関係団体(要登録)

- ・ 活動の中心が四日市市であること
- ・ 営利目的でないこと
- ・ 政治的、宗教的活動でないこと
- ・ 障害者福祉に関わる活動であること
- ・ 会の代表者(連絡責任者)が四日市市在住であること
- ・ 会の構成員の過半数が四日市市在住であること

(2) 障害者福祉関係ボランティア(要登録)

- ・ 活動の中心が四日市市であること
- ・ 営利目的でないこと
- ・ 政治的、宗教的活動でないこと
- ・ ボランティア活動を行っている団体であること

● 利用申込

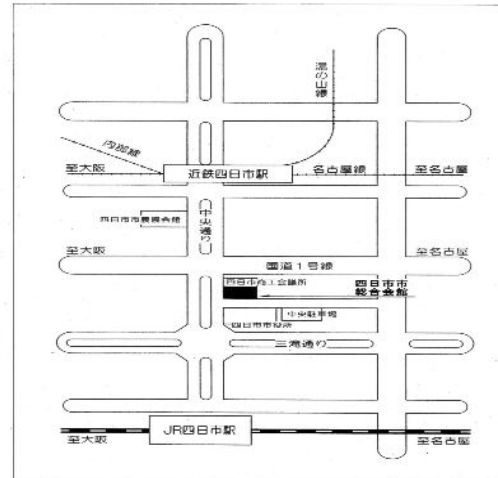
上記の(1)(2)の条件を満たす団体は障害者福祉センターが管理する部屋を利用することができます。

詳細につきましては、障害者福祉センターにお問い合わせください。

● 利用料

上記の利用資格を満たす団体は無料

案内図



交通案内

徒歩

近鉄四日市駅・JR四日市駅から徒歩で約10分

バス

近鉄四日市駅から市役所前

○三重交通バス

JR四日市行、四日市港行、市内循環

○三岐バス・・・山之一色線

JR四日市駅から市役所前

○三重交通バス

市立病院行、近鉄四日市行、宮妻口行、椿大神社行、
小山田病院行、高花平行、福王山行、ガーデンタウン東日野行

○三岐バス・・・山之一色線

お問い合わせ

四日市市障害者福祉センター

四日市市諏訪町2番2号(市役所西)

四日市市総合会館3階

TEL (059) 354-8275 FAX (059) 354-8426

E-mail y-with@m3.cty-net.ne.jp

四日市市障害者福祉センター



四日市市

社会福祉法人

四日市市社会福祉協議会

障害者福祉センターの紹介

障害者福祉センターは、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条の規定に基づき、平成2年8月に設置され、障害者の更生相談、日常生活に必要な言語・歩行・機能訓練、点字・創作的活動等の各種教室や、春・夏・冬休み中の障害児を対象とした児童デイサービスを提供しています。

施設の機能

① 障害者デイサービス事業

在宅の障害者に、創作的活動や機能訓練等のサービスを提供することで、利用者の生活の改善や身体機能の維持向上を図り、自立と社会参加を促します。

② 障害者福祉関係団体への支援

必要に応じて各団体に活動の場を提供したり、活動の内容や各団体の抱える問題や課題をともに考え、団体活動の振興を図ります。

③ 障害者福祉ボランティアの養成

センター事業をはじめ、障害者とともに活動していただけるボランティアを養成するため、勉強会や実習等を行います。

④ 障害者福祉の啓発

社会福祉協議会広報紙「かけはし」に「福祉センターだより」のコーナーを設け、センターの事業を紹介するとともに、障害者福祉に関する情報を提供します。また、出前講座を実施して地域での障害理解に努めています。

その他、福祉講座の開催や障害に関する相談業務を行っています。

障害者福祉センターには、障害者が地域で自分らしい、心豊かな生活が送れるように支援をする「障害者生活支援センター かがやき」、障害者の就業促進と継続や就労に必要な生活に関する支援をする「障害者就業・生活支援センター プラウ」、障害者の就労訓練の場としての「障害者就労支援事業 ワークセンター」が同室で事業を実施して、相互に連携をしています。

また、「三泗地域権利擁護センター」、「中地域包括支援センター」や地域福祉に関わる部署や行政・関係機関との連携を図りながら社会福祉協議会の「第4次地域福祉活動計画」の基本理念である「安心して暮らし続けることができる『福祉のまちづくり』」を進めています。



●施設の内容

階	室名	設備	面積
2階	障害者団体事務室	机 8 椅子 24	86.1 m ²
	ボランティア活動室	机 1 椅子 8	76.0 m ²
	図書室兼ワークセンター	机 3 椅子 6	34.47 m ²
3階	障害者福祉センター		78.22 m ²
	言語訓練室	机 1 椅子 6	19.49 m ²
	相談室	机 1 椅子 4	7.08 m ²
	社会適応訓練室	机 21 椅子 54	108.5 m ²
	軽作業室	机 8 椅子 30	64.95 m ²
	療育訓練室	和机 11	61.7 m ²

設置 四日市市

管理・運営(指定管理者)

社会福祉法人四日市市社会福祉協議会